

自販連茨城県支部・茨自販会員の入会条件について

1. 会員としての義務の履行を適正に行えること。
 - (1) 会費を滞りなく納めること。
 - (2) 各種調査に協力すること。
 - (3) 本・支部及び茨自販会議、行事等に積極的に出席すること。
 - (4) 本・支部及び茨自販決議事項を順守すること。
2. 系列販売店協会加入の販社又は日本自動車輸入組合の組合員と契約している正規販売店であること。
3. 原則として、道路運送車両法の規定による自動車特定整備事業の認証を受けている自動車の点検・整備作業場を有していること。
4. 一般財団法人日本自動車査定協会茨城県支所に入会すること。
一般社団法人自動車公正取引協議会に入会すること。
5. 支部、茨自販理事会において過半数の承認を得ること。
(支部規約 6 条・茨自販規約第 7 条)
6. 会員相互の信頼関係を損なう行為（販売正常化の不履行、従業員の引抜き等）のないこと。
7. 支部、茨自販に入会後は規約、加入条件等に示された義務について適正に履行すること。

※茨自販のみの入会の場合は上記 2, 3, 4 は該当しない。